

一方的に送り付けられた商品は 直ちに処分可能に！



事例

高齢者のひとり暮らしの母が電話で「かに好きか？」と聞かれ、「好きだ」と回答しただけで注文していないのに、かにが届いてしまった。コロナ禍でネットショッピングの利用が増えた。先日も頼んだ商品が届いたと思い込み、代金を支払った。開封したらイヤホンが入っていた。よく見たら、送り主は自分が注文した事業者ではなかった。どうしたらよいか。

アドバイス

令和3年7月に、特定商取引法が改正され、注文していないのに、消費者宛に届いた商品は直ちに処分が可能となりました。

改正前の規定では、注文や契約していないのにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送付された商品について、消費者は、その商品の送付があった日から起算して14日が経過するまでは、その商品を処分することはできませんでした。

今回の改正により、事業者は送付した商品について直ちに返還請求できなくなるため、注文や契約をしていないのにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

一方的な送り付け行為への対応3か条

○商品は直ちに処分可能

注文や契約していないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

○事業者から金銭を請求されても支払い不用

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分をしても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを要求されたも、応じないようにしましょう。

○誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)